

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 特定貨物自動車中継輸送施設の国土交通大臣の定める基準について

1. 背景

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 21 号）により、トラックドライバーの負担軽減と輸送能力の確保の両立に有効な中継輸送を促進するため、貨物自動車中継輸送実施計画の認定制度の創設が規定されたところ、関係法令について所要の規定を整備する必要がある。これに伴い、国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省第 100 号。以下「規則」という。）の一部を改正することとしている。

2. 概要

規則に新たに規定する特定貨物自動車中継輸送施設の基準のうち、到着時刻表示装置について、国土交通大臣の定める基準を制定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 10 月上旬

施 行：令和 8 年 11 月 1 日（改正法の施行日と同日）